

## 指 名 停 止 措 置 簿

### 1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
有限会社トシマ建設	代表取締役 山野上 貴之	高知県知事許可 (般-4)第 8536 号	高岡郡四万十町若井字 若松 40-8

### 2 指名停止の内容

指名停止期間	令和6年10月4日から令和7年1月3日まで (3月)
指名停止の理由	<p>有限会社トシマ建設は、専らその職務に従事させるべき営業所の専任技術者を、高知県須崎農業振興センター発注の「窪川2期地区地域ため池総合整備小屋ガ谷池堤体工事(地域ため第5370-405号)」の主任技術者として配置したことにより、建設業法第7条第2号及び同法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項に該当するとして指示処分を受けたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事等指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第19号(建設業法違反行為)に該当 同要綱の取扱いの別表第2関係5の(1)(県発注工事に関する建設業法違反)に該当</p>